

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、土砂災害防止法[※]では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、今田町地区では、平成22年より土砂災害警戒区域の指定を、また平成30年から令和3年にかけて土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

このたび、土砂災害警戒区域の指定から10年が経過していること、土砂災害防止法でおむね5年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり3巡目の基礎調査を実施します。

【3巡目基礎調査の概要】

- ・指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- ・指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- ・指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）

調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。

※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

2. 調査期間および時間

期間 令和6年6月～令和6年8月

時間 AM9：00～PM5：00

3. お問い合わせ先

【発注者】

兵庫県丹波県民局

丹波土木事務所 公園砂防課 藤田 TEL:0795-73-3850

【調査会社】

朝日航洋株式会社 尾馬（ツシマ）、中野 TEL:049-244-4141

土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報を発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。

※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県CGハザードマップもご活用ください。

兵庫県 CG ハザードマップで検索①



●市町や土地所有者等に対して

警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事柄が求められます。

●警戒区域では

警戒避難体制の整備【市町】

上記の図は丹波市内の警戒避難体制の整備状況に基づき、下記業務について実施実績を行ってきましたことを示す。

専任業務名

丹波土木事務所

（丹波農山漁村振興課）

専門知識

（主）専門知識実績まで

実行 日付 6月14日

実行 者名

丹波土木事務所

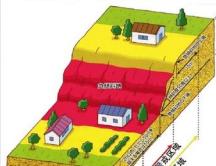
（丹波農山漁村振興課）

署印

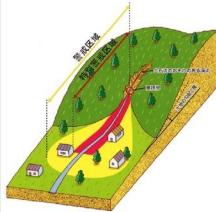
●特別警戒区域ではさらに



●急傾斜地の崩壊



●土石流



建築物の構造規制【土地所有者等】

上記の図は丹波市内の建築物構造規制に基づき、

下記業務について実施実績を行ってきましたことを示す。

専任業務名

丹波土木事務所

（丹波農山漁村振興課）

専門知識

（主）専門知識実績まで

実行 日付 6月14日

実行 者名

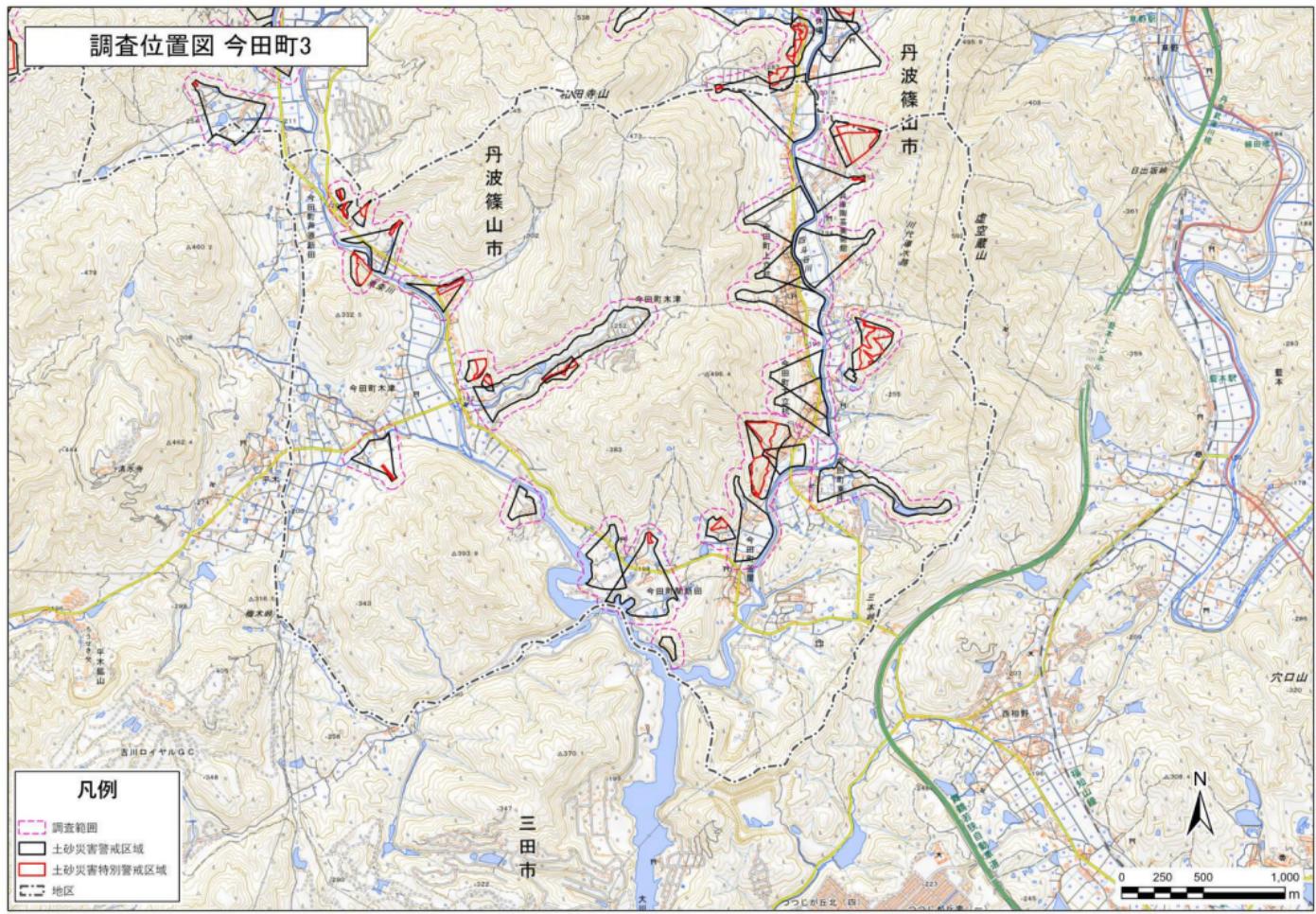
丹波土木事務所

（丹波農山漁村振興課）

署印



調査位置図 今田町3



凡例

- 調査範囲 (Pink dashed line)
- 土砂災害警戒区域 (White area)
- 土砂災害特別警戒区域 (Red area)
- 地区 (Blue shaded area)